

第 47 号 議 案

損害賠償の額の決定及び和解の件

医療事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり行う。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金 5, 0 0 0, 0 0 0 円

3 事故の態様

令和 7 年 1 月 1 0 日に、患者の両側慢性副鼻腔炎、鼻茸に対して両側鼻内視鏡下鼻副鼻腔手術を施行した。手術翌日、患者から右目の視力低下の訴えがあり、術後 4 日目に、右側視神経管付近の骨壁損傷及び右目の光覚消失と診断した。診断後 3 日目に、ステロイドパルス療法を開始したが、右目の視機能は回復しなかった。

本件については、手術中の手技及び視力障害発生後の治療開始の遅れが、右目の失明に至った可能性が否定できないものである。

4 和解の内容

本件については、市の支払う損害賠償の額を前記 2 のとおりとし、市及びその被用者と相手方との間において、本件和解金の受領をもって一切解

決したものとし、本件和解条項以外何らの債権債務が存在しないこととする。

提案理由

医療事故について、損害賠償の額の決定及び和解を行いたいので、敦賀市病院事業の設置等に関する条例第 8 条の規定に基づき、この案を提出する。